

# いじめ防止等のための基本的な方針

(原案)

平成 26 年 1 月 22 日版

長野県  
長野県教育委員会

## 目次

はじめに

### 一 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

- 1 いじめ防止等の対策の目指す方向
- 2 いじめとは
  - (1) いじめの認知
  - (2) 見えにくいいじめ
  - (3) いじめの背景
- 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方
  - (1) 未然防止
  - (2) 早期発見
  - (3) いじめが起きたときの対応
  - (4) 家庭や地域、関係機関・関係団体との連携

### 二 いじめの防止等のための対策

- 1 県の取組
  - (1) いじめ問題対策連絡協議会(仮称)
  - (2) 未然防止の取組
  - (3) 早期発見の取組
  - (4) いじめが起きたときの対応
  - (5) その他
- 2 市町村の取組
  - (1) 地方いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置
  - (2) いじめ防止等の取組
- 3 学校の取組
  - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
  - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
  - (3) 未然防止の取組
  - (4) 早期発見の取組
  - (5) いじめが起きたときの対応
  - (6) ネット上のいじめへの対応
  - (7) その他
- 4 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携しいじめ防止等の取組
  - (1) 保護者の役割
  - (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携
  - (3) 関係機関・関係団体との連携
- 5 重大事態への対応
  - (1) 学校の対応
  - (2) 学校の設置者又は学校の対応
  - (3) 地方公共団体の長等による対応

### 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項